

講演・講習

子どもの学習・生活支援事業
学集会



生活にお困りになっている世帯の、中学生から高校生までを対象とした個別指導形式の学習支援です。また、養育に関する保護者相談にも応じています。

対象(※)	日時	定員
①就学援助費受給世帯の中学3年生	毎週火・水曜日18:00~20:00(祝・休日を除く)	20人(抽選)
②生活にお困りの①を除く中学・高校生	夏・冬期特別講習などを実施。 ①は高校受験対策講習あり	10人(先着)

※学習塾や家庭教師、通信教育等を利用しておらず、都または区などが実施するほかの学習支援を受けていない区内在住者

場総合庁舎内会議室ほか

申①は6月28日までに、区(コード①)で申し込み。②は6月3日から、電話で、福祉総合課くらしの相談係(☎5722-6840、FAX5722-9062)へお問い合わせください



福祉総合課くらしの相談係(☎5722-6840、FAX5722-9062)

講演・講習

ひとり親家庭学習支援事業
めぐろ子ども未来応援塾



ひとり親家庭の小学4年生から高校生を対象とした学習支援です。大学生や社会人のボランティアが、学習習慣の定着、基礎的な学力の向上を図るための学習指導をします。また、子どもの心に寄り添った生活支援も行います。申し込み方法など詳細は、区(コード②)または申込書(総合庁舎本館6階子ども家庭支援センターで配布)をご覧ください。

内容	対象	期間	時間	会場	定員(※)
学習塾型	小学4~6年生	7月下旬~7年3月。月4回程度、原則木・金曜日(全40回) ※夏・冬期授業、課外特別授業あり	16:30~18:30	区内施設(不動前駅下車10分)	10人
	中学・高校生		19:00~21:00	総合庁舎内会議室ほか	20人
家庭教師派遣型	小学4年~中学生	8月上旬~7年3月。月4回程度(全40回) ※課外特別授業あり	1回2時間以内	対象者の自宅(保護者が在宅中に実施)	20人

※受講者は面談の上、決定

対区内在住で、次の要件を全て満たすひとり親家庭の子ども

- ①児童扶養手当受給世帯または所得がこれに相当する世帯
- ②都または区などが実施する他の学習支援を受けていない

申込期間 6月1~20日(空き状況により期限後も受け付け)

希望者へ申込書を郵送します

申電話、ハガキ・FAX(めぐろ子ども未来応援塾申込書希望と明記の上、住所、氏名、電話を記入)で、子ども家庭支援センターひとり親・生活支援係(〒153-8573目黒区役所〈住所不要〉、☎5722-9862、FAX5722-9684)へ

区子ども家庭支援センターひとり親・生活支援係(☎5722-9862、FAX5722-9684)

お知らせ

ひとり親家庭を支援します

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

雇用保険の教育訓練給付制度の指定講座を受講し、終了した時に、講座受講料の60%相当額を支給する制度です。就職に必要な講座であるかなどを審査するため、受講を申し込む前にご相談ください。



ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

看護師や保育士など、ひとり親の就業に向けた資格取得訓練中の生活費負担を軽減するため、訓練促進給付金を支給し、資格取得を支援する制度です。資格の取得見込み、生活状況、自立の可能性などを審査するため、養成機関に申し込む前にご相談ください。



ひとり親家庭ホームヘルプサービス

ひとり親家庭のかたが仕事や職業訓練などの理由により保育が困難な場合に、ホームヘルパーを低額で利用できる制度です。



母子・父子福祉資金の貸し付け(都)

20歳未満の子どもを扶養するひとり親家庭に、入学や修学、技能習得など自立に必要な資金(無利子または利率1%)をお貸しします。審査などにより申請から貸し付けまで1カ月以上かかるため、早めにご相談ください。



区子ども家庭支援センターひとり親・生活支援係(☎5722-9862、FAX5722-9684)

母子生活支援施設

区内在住の母子家庭(子どもが18歳未満)のかたで、子どもの養育や地域での自立した生活が困難な場合に入所できる施設です。母子の自立に向けた支援を受けることができます。養育や生活状況などの審査により、入所を決定します(所得に応じた負担あり)。



養育費確保支援事業

養育費の継続した確保を支援するため、公正証書などによる取り決めに係る費用や、民間保障会社の保証契約費用に補助金を支給します。



離婚前後の親支援講座(オンライン開催)
「子どものために考えておくこと」

子どもがいる夫婦が離婚する場合、知っておいた方がいいことや、決めておいた方がいいことがあります。講座では、子どものメンタルケアや養育費、親子交流など、子どもの生活を守るための情報をお伝えします。自宅での参加が難しい場合は、総合庁舎内会議室で視聴できます。

時6月25日(火)、8月6日(火)、10月15日(火)、12月10日(火)、7年2月21日(金)10:00~12:00。会議アプリWebex(ウェベックス)を使用

師家族のためのADRセンター代表 小泉道子氏ほか

定各5人(先着)

申区(コード⑨)、電話で、6月3日~開催日の2営業日前までに、子ども家庭支援センターひとり親・生活支援係(☎5722-9862)へ

